

令和2年9月23日
土木部工事第一課

自動車損傷事故の発生について

1 事故の概要

(1) 発生日時 令和2年9月3日(木)午後4時20分頃(天候:晴れ)

(2) 発生場所 世田谷区世田谷四丁目25番先路上(裏面参照)

(3) 相手方 乙

(4) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という)の世田谷土木管理事務所職員が運転する軽自動車(業務により工事第一課(城山庁舎)に立ち寄るため、区役所西通りから城山庁舎駐車場へ、(ウィンカーをだし減速の上)左折入庫を試みたところ、後続してきた相手方(以下「乙」という)車両による追突を受けた。

本件事故は、事故内容から区は無過失と推定されるものである。

(5) 損傷の程度 甲 人身 なし

物損 車両後部損傷

乙 人身 なし

物損 車両前部バンパー傷

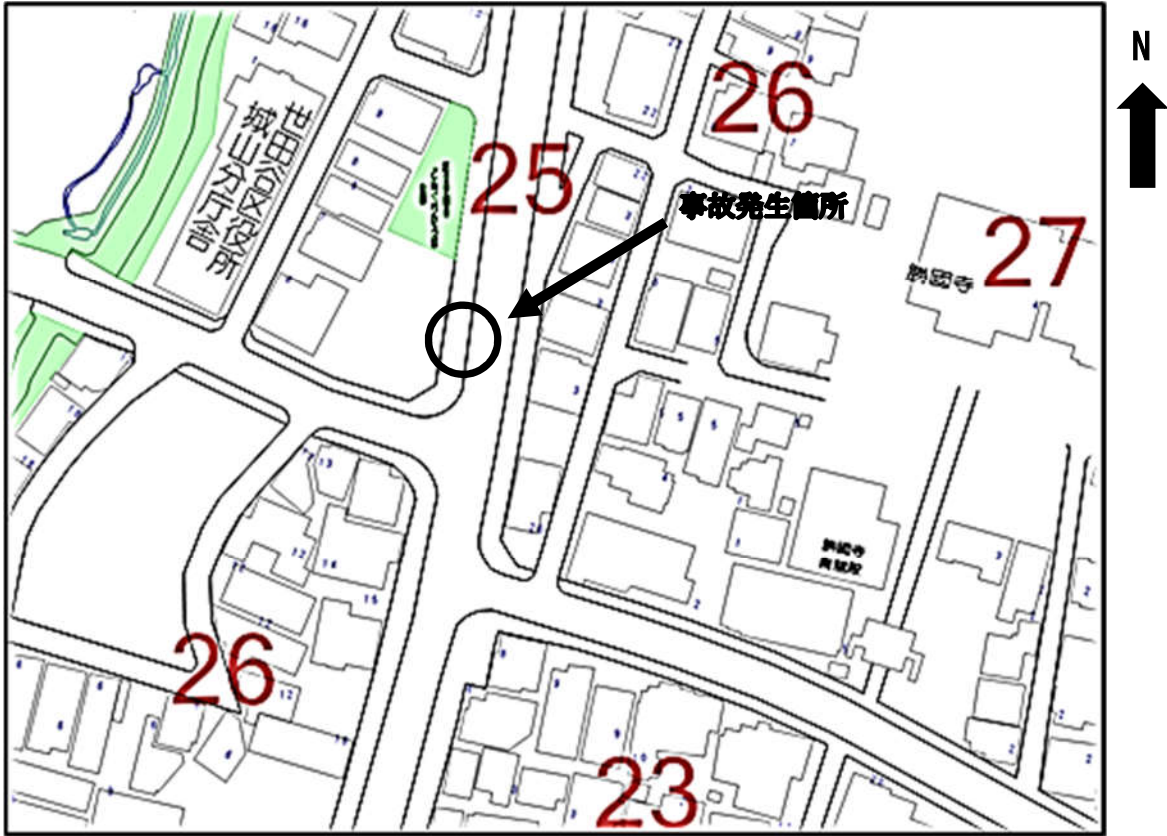
2 事後の対応

(1) 現場において、直ちに世田谷警察署に事故発生の連絡を行い、世田谷交番の署員と事故現場確認をおこなった。

(2) 乙とは誠実かつ公正に示談交渉を行っている。また、本件事故を踏まえ改めて職員に対し、交通法規を遵守し安全運転の励行の徹底を図った。今後も事故防止に向けて、職員への指導を継続して行っていく。

事故発生状況図（世田谷四丁目25番先）

・位置図



・詳細図

